

令和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01365

研究課題名（和文）相続法制に関する総合的研究—人と財産及び相続財産管理の視点から—

研究課題名（英文）Comprehensive Study of Succession and Estate Planning

研究代表者

常岡 史子（TSUNEOKA, Fumiko）

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：50299145

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：相続制度に関する平成30年以降の一連の法改正とそこで指向された「相続法の現代化」の意義を、生存配偶者の保護や親族による被相続人への寄与の法的評価、遺留分請求権の金銭化が遺言者の終意に及ぼす影響、遺産の管理・処分を含む法定相続人の相続権における選択肢の多様化の観点から分析した。さらに、連邦制を取りながら家族法・相続法の立法のあり方を異にするドイツとアメリカを比較検討の対象として、近代相続法概念の変遷と私有財産制の維持・継続の基盤となる相続法制の今後の可能性について考察した。これらの研究を通じて、社会の変化への制度的対応と財貨帰属秩序の根幹としての相続法制のあり方について知見を構築した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

法定相続制度と遺言・遺留分制度が相続法規範として一体的に実現する被相続人の意思と法益の連続性という観点から、法的安定性と妥当性を備えた死者の財産の承継という相続法の制度設計を支える「現代社会における相続法制の法理」を解析する点に、本研究の学術的・社会的意義がある。これによって、相続人ら被相続人の死亡により財産を承継する者の権利・法益と被相続人自身の権利・法益という「人」の観点からの複眼的検討、及び、相続財産の経済的価値、相続法的評価及び社会的認識という「財産」の観点からの多角的分析が可能となり、現代における相続法規範のグランド・デザインの提示に繋がる。

研究成果の概要（英文）：Significance of this study lies in the analysis of the "modernization of inheritance law" directed by the series of revised laws since 2018. The analysis is based on the following perspectives, namely, the protection of surviving spouses, the legal evaluation of contribution to the decedent by the relatives, the impact of conversion of the right of legally reserved portion into a monetary claim to the testator's final intention, and the diversification of options in the inheritance rights of legal heirs, including the management and disposition of the estate. Furthermore, this study aims at clarification of the evolution of the concept of modern inheritance law and the possibility of inheritance legislation as a basis for the private property system, by using German law and laws of the United States.

These analyses contribute to responding to the change of the society and to esteeming the inheritance legal system as the order of the property ownership.

研究分野：民法学

キーワード：民法 相続法 家事事件手続法 配偶者居住権 遺産管理 遺言執行 アメリカ法 ドイツ法

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は、わが国における平成30(2018)年以降の相続法改正の法的意義と実効性の検討を出発点として、「人」と「財産」という二つの概念を基軸に私有財産制における財産の承継と管理の制度としての相続法制の法理の考究を目的とするものである。近代法の相続法の根幹は私有財産制の維持・継続であり、死亡した私人の財産が生存している他の私人に受け継がれるという原則の上に成り立っている。平成30年の相続法改正はこの私有財産承継の特別規定として、配偶者等遺産の受け手の立場から望まれる諸措置を設け、それに続く令和3(2021)年の民法改正や相続土地国庫帰属法も、被相続人の財産を法定相続人として承継する者の権利・義務の明確化と多角化を内容とする。ただし、これらの改正では高齢社会の相続における配偶者保護や要介護高齢者をめぐる親族間の公平の実現、相続財産としての不動産の経済的価値や財産意識の変化への対応等個別の課題への対処が先行し、特定の権利者や特定の相続財産にのみ焦点を当てて規定の手直しが行われた面も大きい。しかし、すでに到来している高齢社会や生涯未婚率の上昇等の社会の変化に今後も従来の相続制度の枠組みで対応していくことができるかについては、さらに相続法のグランド・デザインの段階からの考察が必要である。

2. 研究の目的

本研究では、平成30年及び令和3年の改正法の構造と個々の規定に表れる相続の規範認識の理論化、及び現代社会における相続法制の実体法的機能及び相続財産の実効的な管理・承継のための手続法理の提示を目的とする。相続法の改正を必要とした社会的諸事情を踏まえた上で、さらに、私有財産制に基づく財貨の帰属・承継秩序を原理的基礎としてきた相続法が現代社会における法制度としていかなる機能を有するのか、個々に要請される施策を包含する、根幹となる相続法規範の体系的検証を通じて、法的安定性と妥当性を備えた死者の財産の承継という相続全体の制度設計を支える「現代社会における相続法制の法理」を解析する。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、平成30年及び令和3年の改正によって行われたわが国の相続法制の見直しに関する検討、並びにアメリカ及びドイツ(EUの動向を含む)の相続法制の比較考察と分析から成る。日本法については、考察の対象である「人」について、被相続人の死亡を契機とする財産承継における公平性の確保と共同相続人間の紛争の回避及び実効的解決という実践的側面、並びに私有財産承継の仕組みである法定相続、遺言、遺留分の各制度の根幹にある被相続人及び相続人の意思とその推定に関する法原理的側面を、「財産」について、経済的価値のみによって評価することの困難な財産を含む被承継財産の相続法的評価と承継者の財産権としての評価、及び相続放棄や相続人不明によって法定相続人による承継の枠外に位置する相続人不存在財産の法的性質という法定相続制度を軸とした実体法的側面、並びに遺言執行における遺産の管理・清算・分配機能と法定相続の遺産管理制度との関連性と接合性に関する手続法的側面を取り上げた。

(2) アメリカとドイツは同じく連邦制国家であるが相続法や家族法の立法権限を異にし、法定相続制度の位置付けも対照的でありながら、相続による死者の財産承継における「人」の権利と保護、「財産」の位置付け等について通ずる理念を見出すことができる。そこで、アメリカについては、無遺言相続及び遺言相続制度と検認外の相続代替制度の成り立ち及びその変容に

着目しながら、離婚・再婚の繰り返しによって多様化した家族における「人」への対応を可能とする相続財産承継のあり方を分析した。一方、ドイツは、死者の財産に関する実体法規範として法定相続による包括承継を民法の原則とした上で、一定の財産や財産権について特別相続や法定特別承継の制度による包括承継からの除外を認めている。本研究ではこのドイツの包括承継原則とその規範原理を軸に、「財産」の性質に焦点を当てた相続法制のあり方を検証した。

4．研究成果

(1) 日本における平成 30 年の相続法改正は、典型的には配偶者居住権及び配偶者短期居住権の創設や婚姻期間 20 年以上の夫婦における特別受益の持戻し免除の意思表示の推定等によって生存配偶者の保護の強化を実現した。同時に、これらの改正は他の相続人の「相続する権利」の制限に繋がる可能性を有する。この点に関し、配偶者居住権は遺産分割又は遺贈（若しくは死因贈与契約）によって配偶者が取得するとされており、遺産分割協議における共同相続人らの合意若しくは遺産分割審判における裁判所の決定、又は遺贈・死因贈与における被相続人の意思がその根拠となっている。生存配偶者が遺贈や死因贈与によって配偶者居住権を取得したときは特別受益に当たり、被相続人の持戻し免除の意思表示が推定される。ただし、その場合でも、他の相続人は遺留分侵害額請求権を行使することができ、共同相続人らの相続権について従来の民法の枠組みの中で対応される。一方、配偶者短期居住権は最短でも 6 か月間生存配偶者が居住建物に無償で住み続けることができる権利であり、特に、当該建物が第三者に遺贈されることなく遺産に帰属している場合は遺産分割の対象となっており、当該居住建物の帰属が遺産分割により確定する日まで生存配偶者に無償の居住が確保される。令和 3 年の改正で相続開始時から 10 年経過後にする遺産分割には特別受益と寄与分に関する規定を適用しないとする規定が新設され、遺産分割の迅速化を図っているが、遺産分割成立までの期間が実際に従来よりも短縮されるかは今後の遺産分割調停・審判の動向等を見る必要があるとともに、少なくとも 10 年間という期間について見ても、その間の無償使用を相続人中の配偶者のみに認める点で生存配偶者の保護に特化した制度となっている。

(2) 平成 30 年の改正法は、配偶者の保護に留まらず、法定相続や遺言、遺留分に関する諸規定についても個別に見直しを行い、個々の相続財産の性質に着目した上で、共同相続人間の公平と各相続人の相続権の実効的な行使を図った。また、遺留分の請求権を金銭債権に改めることで被相続人の終意と相続人の法的地位に関する規範を整備し、さらに、相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合に相続人に対して金銭の支払いを請求できる特別寄与制度を新設した。これらは、昭和 22（1947）年の民法改正で成立した相続編の諸規定をその後の判例や社会状況の変化に沿って適合させたものであるが、相続法の現代化による相続法理の改変とまで見ることはできない。

(3) 令和 3 年の改正は所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化を目的とし、民法についても遺産の管理、遺産分割の期間に応じた制限などの他、物権法の共有や相隣関係の整備等にも及んでいる。物権法の共有に関する諸改正は共有不動産の共有者の一部が不明である場合において、当該不動産の管理や処分を可能とすることをねらいとし、所有者不明土地に関する対策という性格を持つが、所有者不明の不動産が発生する一因として元の所有者の死亡による共同相続の開始とそれによる不動産の共有化があることに鑑みると、共同相続を基礎とする現行民法の相続法制への対応をも包摂する。一方、相続土地国庫帰属法は、所有者不明土地の発生予防を目的として、法定相続や遺贈によって土地の所有権又は共有持分を取得した相続人が、法

務大臣の承認を得て当該所有権又は共有持分を国庫に帰属させることができる制度である。この措置は相続人による一方的な土地所有権の放棄ではなく、あくまで相続人による承認申請と国（法務大臣）の承認という形を取る。その上で、相続という事実による被相続人からの権利・義務の包括承継を内容とする民法の法定相続制度に対して、一定条件を満たす土地に限っては法定相続の枠外での承継方法を認めたことで、相続法制が今後新たな段階に入る可能性を示唆することも見ることができる。

(4) アメリカにおいて相続は“ succession ”と表現され、死亡による財産の移転を指す。successionの本質は無償の譲渡であり、検認裁判所（probate court）の手続きを通じた承継である遺言相続及び無遺言相続と、検認手続きによらない承継である非検認承継に分かれる。非検認承継には、信託の利用の他に生命保険契約や年金プランにおける受益者の指定、不動産や共同銀行預金口座・投資信託口座等の共有財産権、死亡時支払条項や死亡時移転条項付き契約等がある。これらの非検認承継はいずれも被相続人の単独の若しくは相手方との合意による意思に基づく相続財産の承継方法であり、遺言の代替手段とすることができる。検認裁判所における検認手続きの煩雑さを免れ、遺言作成にかかる費用や遺言無効の危険を回避する目的で、アメリカでは非検認承継による被相続人から生存者への相続財産の譲渡が活用されている。その背景には、被相続人による相続財産の処分の自由の尊重というアメリカの相続法制の基本原則がある。

ただし、遺言や非検認承継の方法を用いたエステイト・プランニングは高所得者や資産家など富裕層を中心に利用され、一般に、資産や収入が少なくまた低学歴の人々の間では遺言の作成率が大きく下がることも指摘されている。アメリカの成人のうち遺言を作成している者は全成人の約3分の1に留まるとの報告もあり、このような状況下で、無遺言相続（法定相続）のルールは多くの被相続人の遺産の承継について重要な意味を持つ。

アメリカの統一検認法典（Uniform Probate Code）や各州の無遺言相続法は、被相続人の遺産の承継に関し、第一に被相続人が意図したであろう意思の実現をその根拠とする。ここでは、遺産としてさほど高額な資産を残さない被相続人を念頭に置き、そのような被相続人の家族関係に沿った法定の相続ルールを提供することが目的とされる。被相続人の「意思」については、個々の被相続人の実際の意思ではなく推定された意思が基礎となり、平均的な一般人が有効な遺言をしていたならば行ったであろうと考えられる家族間の遺産の分配方法に近似した法定の分配ルールを提供することが、無遺言相続法制のあり方であると考えられている。これに加えて、無遺言相続制度では個人の財産が本人の死亡にあたってどのように分配されるべきかに関しその社会が持っている考え方も反映するべきであるとの立場もあり、無遺言相続における「意思」を、財産を所有している個人の意思と「社会の意思」とに分類する見解がある点が注目される。

(5) ドイツ民法典（BGB）は、被相続人の死亡による相続の開始とともにその財産は他の生存者に包括的に移転すると定め、相続について包括承継を原則とする。これを規定するBGB1922条1項は強行規定であり、相続の対象となる被相続人の遺産は、被相続人の死亡と同時に相続人（指定相続人又は法定相続人）に私的所有の継承として当然に移転する。なお、農場法による農地相続権や合名会社・合資会社の社員持分権は包括承継の原則に服さないことが特別法で定められている。また、BGBも住居の使用賃借権（Miete）は法定相続の枠外で承継されるとの特則を置く。これらの特別承継では、当該財産権の法的性格や社会的機能に鑑みBGBの法定相続と異なる承継方法が取られるのであり、その限りで相続人の相続権は制限を受ける。

特別承継の例外を除き、ドイツでは相続人による遺産の包括承継を死者の財産承継の重要な柱とする。通説は、BGBの法定相続制度の包括承継原則を根拠に、被相続人の債務を含めそ

の法律関係は一体的に相続人に移転すると解し、判例もこれに与する(BGH Urteil vom 9.6.1960, BGHZ32,367,369)。これによって、遺言による受遺者等も相続の開始により遺産から直接権利を取得することはなく、被相続人は遺言等の死因処分によって遺産に属する個々の財産を相続人の一部や他の者に直接に物権的效果をもって承継させることは原則としてできない。さらに、共同相続の場合には遺産に属する全ての権利・義務は共同相続人らの合有的共同関係(Gesamthandsgemeinschaft)に属し、この関係は相続人の意思にかかわらず相続開始とともに法律上当然に発生する。各相続人は、個々の相続財産や相続債務ではなく、権利・義務を包括した遺産全体についての持分(Erbteil)を承継する。このような相続法制を取ることによって、権利者ないし義務者である被相続人の死亡を契機として法律関係が不明になることを防ぎ、責任財産としての遺産の一体性を維持することが可能となっている。

相続法や家族法など家族を対象とする法分野は各国の歴史や文化と密接に結びついており、EUも実体法における相続法の統一は予定していない。しかし、EU内における人の広範な移動の下で相続をどこの法律によって規律するかは重大な問題であり、EU相続規則を制定して対応している。その中で、特にEU相続証明書(Europäisches Nachlasszeugnis)については各国の法律の要件との整合性が問題となり、ドイツでも土地登記簿への登記手続きを中心にEU相続証明書の効力がしばしば争われている(OLG Düsseldorf Beschluss vom 12. Januar 2024 - I-3 Wx 131/23等)。死者の財産の移転に関する手続きの厳格さと相続人への円滑な承継という相対する要請へのバランスが求められている。

(6) 日本の民法は法定相続について包括承継の原則を定め、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と規定する(896条本文)。しかし、ここにおける包括承継はドイツのBGBによる包括承継とは法的性質を異にし、遺産に属する個々の権利・義務が相続開始と同時に物権的又は債権譲渡的・債務引受的に直接に相続人に移転することを意味する。一方、ドイツの法定相続制度は、被相続人の死亡による相続財産の承継において遺産の一体性を確保することを主眼とする。そこでは遺産は一種の特別財産(Sondervermögen)と言うべきものを形成して、相続人各自の固有財産とは切り離される。このようなBGBの立場からすれば、被相続人が個別に生命保険契約や銀行預金契約等を用いて法定相続人の包括承継を回避することには疑念が生じるところでもある。その点において、検認裁判所の手続き外での非検認承継がエステイト・プランニングの中心となっているアメリカの相続制度に対する考え方との相違が現れる。

相続法制においては、死後の財産承継に関する被相続人の意思の実現が法定相続においてもルールの重要な根拠となる。そこでは当該社会の平均的な人間像を被相続人の意思の推定において設定し、承継者と承継の順序、承継の割合を法律の規定として定めていくことが求められる。それと同時に、相続制度が社会における財産移転の一つの仕組みであることからすれば、財産の承継者である相続人や第三者として遺産に権利や利益を持つ債権者らの観点も捨象することはできない。これは、換言すれば当該社会において相続制度がどのような役割を持ち、その機能を果たすべきかという「社会の意思」の一部をなすものと言うことができる。そして、そこには税制度や社会福祉制度を含む死者の財産の再分配のあり方に対する社会の政策的思考も関わってくる。平成の終わりから令和にかけて実施された日本の相続法改正について、個々の新制度が抱える法律規定としての課題は、今後の運用や法解釈を通じて適切性と実効性を確保していくことになる。それを可能とするには、相続法規範の体系的検証を通じた「現代社会における相続法制の法理」の提示が必要であり、本研究はこれに資することを意図したものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 常岡史子	4. 巻 68号
2. 論文標題 財産分与において相続によって取得した特有財産部分が明確でない場合に相続による財産取得を「一切の事情」として考慮した事例	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 58-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 常岡史子	4. 巻 1686号
2. 論文標題 特別縁故者（改正前民法958条の3）	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 金融・商事判例増刊	6. 最初と最後の頁 60-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 常岡史子	4. 巻 -
2. 論文標題 中小企業退職金共済法14条1項1号等という「配偶者」と民法上の配偶者	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 常岡史子	4. 巻 800号
2. 論文標題 婚外子相続分差別違憲決定と家族法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 29-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 常岡史子	4. 巻 157 巻 5号
2. 論文標題 相続放棄申述却下審判に対する各抗告事件	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 119-124
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 常岡史子	4. 巻 8号
2. 論文標題 女の一生と相続 - 民法と妻の法律上の地位 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 円満かつ円滑に	6. 最初と最後の頁 17-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 常岡史子	4. 巻 1544号
2. 論文標題 再転相続人の熟慮期間の起算点	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト 『令和元年度重要判例解説』	6. 最初と最後の頁 82-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 常岡史子	4. 巻 38 (3)
2. 論文標題 高齢者の意思の尊重と相続をめぐる法律問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 年金と経済	6. 最初と最後の頁 29-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 常岡史子	4. 巻 35
2. 論文標題 夫婦財産をめぐる法—現行制度の可能性と限界：現行制度を前提とした問題への対応可能性とその限界	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家族 社会と法	6. 最初と最後の頁 48-59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 常岡史子
2. 発表標題 シンポジウム「コロナ禍の家族と社会」総括
3. 学会等名 日本家族 社会と法 学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計9件

1. 著者名 常岡史子	4. 発行年 2024年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 336
3. 書名 後藤巻則他編『プロセス講義民法 家族』第2版（執筆部分「相続の承認と放棄」）	

1. 著者名 常岡史子	4. 発行年 2023年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 264
3. 書名 共編著『相続調停』（執筆部分「一部分割」）	

1. 著者名 常岡史子	4. 発行年 2023年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 242
3. 書名 潮見佳男編『Before/After民法・不動産登記法改正』（執筆部分「保存に関する家庭裁判所による処分」「遺産分割の禁止契約」「相続の放棄をした者の管理責任」）	

1. 著者名 常岡史子	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 884
3. 書名 潮見佳男編著『新注民法（19）』第2版（執筆部分「財産分離」「相続人の不存在」）	

1. 著者名 常岡史子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 412
3. 書名 大村敦志監修『相続法制の比較研究』（執筆部分「アメリカ法」）	

1. 著者名 常岡史子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 453
3. 書名 共著『親族・相続法』第3版（執筆部分「基礎」「法定相続」）	

1. 著者名 常岡史子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 新世社	5. 総ページ数 539
3. 書名 家族法	

1. 著者名 常岡史子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 758
3. 書名 潮見佳男編著『新注民法(19)』(執筆部分「財産分離」「相続人の不存在」)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて https://www.saiensu.co.jp/book_support/978-4-88384-306-0/horon_8_c22.pdf Researchmap https://researchmap.jp/read-0189344

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------